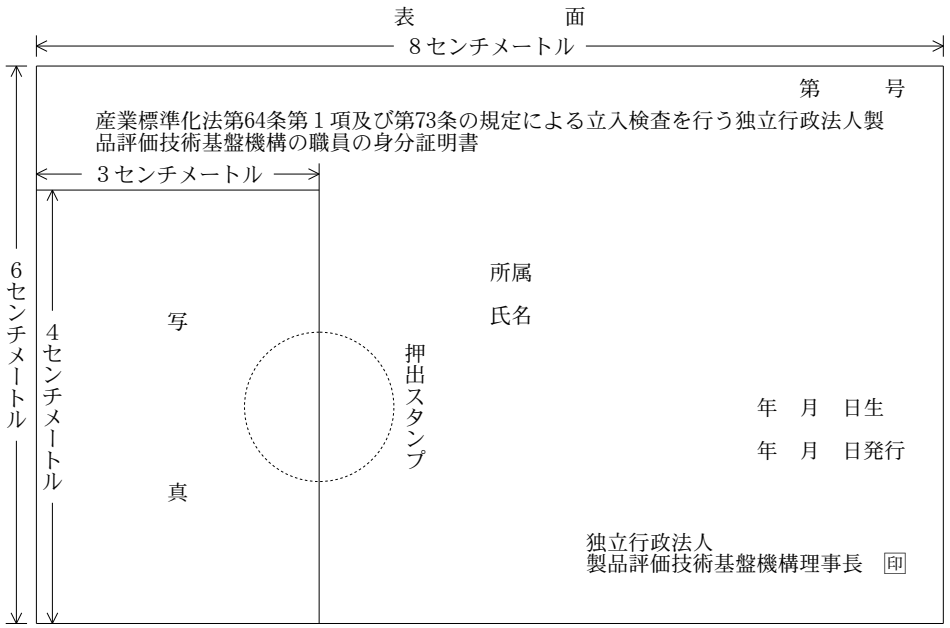
様式第５（第10条第２項関係）

表　　面



裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）
（抄）

第29条
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
２　第29条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第73条　主務大臣（前条第３項及び第４項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第76条までにおいて同じ。）は、機構に、第57条第１項の登録に関する事務、第59条第１項（第66条第２項において準用する場合を含む。）の登録の更新に関する事務、第60条第２項及び第61条（これらの規定を第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第63条の規定による登録の取消しに関する事務、第64条第１項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第66条第１項の登録に関する事務、同条第３項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第３号の規定による報告徴収に関する事務、同項第４号の規定による検査に関する事務並びに第71条の規定による公示に関する事務（同条第６号及び第７号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省令第六号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条第一項及び第四項（同法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（同法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項並びに第四十五条第二項及び第三項、第四十七条第二項、第四十八条、第四十九条第二項第三号及び第四号並びに第五十三条（これらの規定を同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令

目次

第一章　表示等（第一条―第三条）
第二章　登録等（第四条―第八条）
第三章　認証の業務（第九条―第三十条）
第四章　登録の取消し（第三十一条―第三十三条）
第五章　雑則（第三十四条―第三十六条）
附則

第一章　表示等

（表示）

第一条　産業標準化法（以下「法」という。）第三十二条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

一　表示する事項は、次の様式の表示、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。以下この条において同じ。）及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。この場合において様式の表示の隣接した箇所に「Ｓｏｆｔｗａｒｅ」の文字を表示しなければならない。